

令和5年度 標準農業労働賃金表

今年の標準農業労働賃金表を下記のとおり定めましたので、お互いにこの基準を守りましょう。

川 内 村
川内村農業委員会

1. 日雇作業

作業名	単位	料金	摘要
一般農作業	1日	6,900円	昼食持参(実働8時間) 特殊な農作業については相互の協議による

2. 請負作業[10a当り] (消費税を含む)

作業名等	料金	摘要	
ロータリー耕起	5,500円	水田・普通畑(未整理田及びたばこ畑1回目残幹すき込みは2割増)	
プラウ耕起	6,500円	田・畑共(未整理田は2割増)	
代掻き	6,300円	(未整理田は2割増)	
田植え	6,300円	(未整理田は2割増)	
育苗	緑化苗	550円 1箱当り	
	硬化苗	700円 1箱当り	
稲刈(バインダー)	7,300円	結束糸含む(未整理田は2割増)	
脱穀(ハーベスター)	6,300円	カッター付 1,100円増(未整理田は2割増)	
コンバイン	刈取まで	13,000円 籾運搬含む・結束(結束紐含む)未整理田の場合は2割増しとする	
	乾燥・籾摺	1,500円 乾燥1俵 生800円・半乾300円、籾摺1俵 700円	
農薬散布	ドローン	1,500円 薬剤は委託者負担とする	
色彩選別機	800円	60kg当たり。一連作業の場合は、500円	
草地	簡易更新機	5,700円	
	モア-	2,000円	
	反転・集草	1,000円	
	ペーラー	150円	紐付き梱包20kg当り
	ロールペーラー	4,000円	ラップ付1個当り
畔塗機	35円	1m当り	

※次のような場合は、当事者間で協議して下さい。

1. ほ場条件の差異及び特殊作業を行う場合
2. 燃料費の高騰など著しい経費の変動があった場合

3. 農地の賃借料情報 ※1

●小作料については、現在、農業委員会で定めておりませんので、貸す人・借りる人が協議のうえ決定して下さい。

【水田】10a当り(参考)

地区名	平均	最高	最低
村全域	6,500円	8,000円	5,000円

【普通畑】10a当り(参考)

地区名	平均	最高	最低
村全域	4,000円	5,000円	3,000円

※1 これは過去の賃貸借の設定におけるデータを基に表示しております。

農地法関係の申請について

◎農地法第3条の申請(農業委員会許可)

農地の売買、贈与、交換等するとき(農地の所有権移転・利用権設定等)

◎農地法第4条の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合には川内村))

自己所有地の農地を農地以外にするとき(宅地・山林等への転用)

◎農地法第5条の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合には川内村))

第三者の農地を農地以外のものに転用するとき(宅地・工場用地等)

■一時的な転用(最高3年を限度とする)の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合には川内村))

※農地改良(農地に盛土をして農地としての作付)についても届出を出して下さい。

①許可を必要とする申請書等については、許可を受けようとする月の前月の末日までに農業委員会まで提出して下さい。また、農地転用をするときは、必ず事前に許可を受けてから行ってください。

②その他詳しいことは、農業委員又は農業委員会事務局にご相談ください。(38-2112)